

お客様各位

2019年9月
日本ヒルティ株式会社
財務管理本部 経理課
大脇 友己則

改正消費税法施行に伴う消費税率の扱いについて

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2019年10月1日に施行される改正消費税法への対応につき、下記の通りお知らせ致しますので、ご一読いただき、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 製品販売、修理販売について

弊社では、出荷日を基準として消費税をご請求させていただきます。

請求日付(出荷日)が2019年9月30日以前	旧税率 8%
請求日付(出荷日)が2019年10月1日以降	新税率 10%

*返品、価格の訂正等が発生した場合は、ご請求時の税率を適用いたします。

2. フリートマネジメント契約(リース契約)について

弊社のフリートマネジメント契約は、消費税法上ファイナンス・リース取引に区分されます。

リース取引の目的となる資産(HILTI 製品)は、出荷時点で「資産の売買」があったものとして取り扱われるため、その時点の消費税率を適用いたします。

月額利用料

商品出荷日の翌月1日が契約開始日となり、消費税率は以下の通りとなります。

商品出荷日が2019年9月30日以前(※) (契約開始日：2019年10月1日以前)	旧税率 8%
商品出荷日が2019年10月1日以降 (契約開始日：2019年11月1日以降)	新税率 10%

※契約満了まで旧税率(8%)のまま、契約期間中の変更はございません。

3. On ! Track 月額利用料について

契約開始に関わらず、サービス提供月の消費税率が適用されます。

2019年9月30日までの利用料	旧税率 8 %
2019年10月1日以降の利用料	新税率 10 %

以上